

日常生活用具

障害のある在宅の方の日常生活を容易にするための用具（日常生活用具）の費用を助成します。

対 象 別表

種 目 別表

利 用 料 世帯所得により費用負担が発生する場合、または対象外になる場合があります。

制 限 次の方は原則給付は受けられません。

- ①病院へ入院または施設へ入所している方
- ②給付用具をすでに所有されている方
- ③借家等に居住している方で、その家屋の所有者から給付用具の設置につき承諾が得られない方

手 続 日常生活用具の種類によって、必要書類等が異なります。ご希望の方は、事前に下記窓口までお問い合わせ下さい。

※既にご購入いただいたものについては、制度の対象にはなりませんので、ご注意ください。

※介護保険制度で給付の対象となる場合は、介護保険制度が優先となります。

窓 口 障害者福祉課

	種 目	対 象 者
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	浴槽（湯沸器を含む。）	学齢以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。以下同じ。）の程度が1級又は2級であるもの
	特殊寝台	次のいずれかに該当する者 1. 学齢以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級であるもの 2. 学齢以上の難病患者のうち寝たきりの状態にある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの

	種 目	対 象 者
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	特殊マット1	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原則として3歳以上の知的障害者のうち、知的障害の程度が1度又は2度であり、自ら排便の処理をすることが困難な者であって、寝具が排せつ物によって汚れることを防ぐ必要があるもの 2. 原則として3歳以上18歳未満の身体障害者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級である者であって、寝具が排せつ物によって汚れることを防ぐ必要があるもの 3. 18歳以上の身体障害者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級である者（常時介護を要する者に限る。）であって、寝具が排せつ物で汚れることを防ぐ必要があるもの 4. 18歳以上の精神障害者のうち、精神障害の程度が1級の者であって、寝具が排せつ物で汚れることを防ぐ必要があるもの 5. 3歳以上の難病患者のうち寝たきりの状態にある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	特殊マット2	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3歳以上の身体障害者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級である者であって、じょくそうがあるもの若しくはじょくそうを繰り返すもの又は1日の大半が寝たきりの状態であるもの 2. 3歳以上の難病患者のうち寝たきりの状態にある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	特殊尿器	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学齢以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級であるもの（常時介護を要する者に限る。）又は寝たきりの状態にあり、起き上がること若しくは座位を保つことができないもの 2. 学齢以上の難病患者のうち自力で排尿できない者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	入浴担架	<p>3歳以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級であるもの（入浴の際にその保護者等の介助を必要とする者で、起き上がること又は座位を保つことができないものに限る。）</p>

	種 目	対 象 者
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	体位変換器	次のいずれかに該当する者 1. 学齢以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級であるもの（下着の交換等の際にその保護者等の介助を必要とする者で、補助用具がなければ寝返りを打つことができないものに限る。） 2. 学齢以上の難病患者のうち寝たきりの状態にある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	移動用リフト （屋内で使用するもの又は工事を伴わないものに限る。）	次のいずれかに該当する者 1. 3歳以上の身体障害者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級であるものであって、移乗し、又は立ち上がることができないもの 2. 3歳以上の難病患者のうち下肢又は体幹機能に障害のある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	訓練いす	原則として3歳以上18歳未満の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級であるもの
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具 （シャワーチェア、移動用のボード、手すり等で工事を伴わないものに限る。）	次のいずれかに該当する者 1. 3歳以上の身体障害者のうち、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者であって、入浴の際に介助を必要とするもの 2. 3歳以上の難病患者のうち入浴に介助を要する者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	便器（簡易室内便器又は簡易便器に限り、居室に置く簡易便器については、介護保険の適用を優先する。）	次のいずれかに該当する者 1. 学齢以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級であるもの 2. 学齢以上の難病患者のうち常時介護を要する者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	頭部保護帽	身体障害者で、平衡機能障害、下肢機能、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有するもの又はてんかん等によって転倒するおそれがあるため頭部の保護が必要なもの

	種 目	対 象 者
自 立 生 活 支 援 用 具	T字づえ又は 棒状のつえ	原則として18歳以上64歳以下の身体障害者のうち、平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有する者で、市長が必要と認めるもの
	移動・移乗支援 用具（手すり、 スライディング ボード、スライ ディングマッ ト、段差解消用 機器その他の歩 行を支援する用 具）	次のいずれかに該当する者 1. 3歳以上の身体障害者で、平衡機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害を有し、住居内の移動等に介助を必要とするもの又は補助用具等がなければ歩くことができないもの 2. 3歳以上の難病患者のうち下肢が不自由な者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	特殊便器 （温水洗浄便座 を有するものに 限り、1世帯に つき1台に限 る。）	次のいずれかに該当する者 1. 原則として学齢以上の知的障害者で、知的障害の程度が1度又は2度であり、自ら排便の処理をすることが困難なもの 2. 学齢以上の身体障害者で、両上肢の機能の障害の程度が1級又は2級であるもの（原則として自ら排便の処理をすることができない者に限る。） 3. 学齢以上の難病患者のうち上肢機能に障害のある者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	火災警報器	次のいずれかに該当する者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。） 1. 18歳以上の身体障害者で、障害の程度が1級又は2級であるもの 2. 18歳以上の知的障害者で、知的障害の程度が1度又は2度であるもの 3. 18歳以上の精神障害者で、精神障害の程度が1級又は2級であるもの
	自動消火装置	次のいずれかに該当する者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。） 1. 18歳以上の身体障害者で、障害の程度が1級又は2級であるもの 2. 18歳以上の知的障害者で、知的障害の程度が1度又は2度であるもの 3. 18歳以上の精神障害者で、精神障害の程度が1級又は2級であるもの 4. 18歳以上の難病患者のうち医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの

	種 目	対 象 者
自 立 生 活 支 援 用 具	ガス安全システム（警報器からのガスの遮断信号、ガスの異常使用、地震等があった時にガスを自動的に遮断するものに限る。）	次のいずれかに該当する者（単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。） 1. 18歳以上の身体障害者で、こう頭の摘出等により臭覚機能を喪失したもの 2. 18歳以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級であるもの 3. 18歳以上の難病患者のうち火災発生の感知及び避難が著しく困難な者で、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
	電磁調理器（1世帯につき1台に限る。）	次のいずれかに該当する者（単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。） 1. 18歳以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの 2. 18歳以上の身体障害者で、上肢の機能の障害の程度が1級又は2級であるもの 3. 18歳以上の身体障害者で、下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級であるもの 4. 18歳以上の知的障害者で、知的障害の程度が1度又は2度であるもの 5. 18歳以上の精神障害者で、精神障害の程度が1級又は2級であるもの
	歩行時間延長信号機用小型送信機（信号機の施設に設置された音声案内装置がつけに取り付けた当該送信機を感知して音声による案内をするものに限る。）	学齢以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（障害の程度が2級である者は、送信機のみとする。）
	フラッシュベル	学齢以上の身体障害者で、聴覚、音声機能又は言語機能の障害の程度が2級又は3級であるもの
	会議用音声拡張器	学齢以上の身体障害者で、聴覚障害の障害の程度が2級から4級までであるもの

	種 目	対 象 者
自 立 生 活 支 援 用 具	携帯用信号装置 (送信機による 合図を視覚、触 覚等により知覚 することができる ものに限る。)	学齢以上の身体障害者で、聴覚、音声機能又は言語機能の障害 の程度が2級又は3級であるもの
	聴覚障害者用屋 内信号装置(音 や音声を視覚、 触覚等により知 覚することができる もの。)	18歳以上の身体障害者のうち、聴覚障害の障害の程度が2級 である者で、日常生活を営むうえで必要であると市長が認める もの(単身世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。)
在 宅 療 養 等 支 援 用 具	透析液加温器	3歳以上の身体障害者で、人工透析を必要とするもの(自己連 続携行式腹膜かん流法による透析療法を行う者に限る。)
	ネブライザー (吸入器)	次のいずれかに該当する者 1. 身体障害者で、呼吸器機能障害(加齢による疾病を除く。) の障害の程度が1級から3級までであるもの又はこれと同 じ程度の障害を有すると市長が認めるもの(呼吸器機能障 害を有する者以外の者にあつては、医師によりネブライ ザー(吸入器)の使用を認められた者に限る。) 2. 難病患者のうち呼吸器機能に障害のある者で、医師により 当該用具を使用する必要があると認められたもの
	電気式たん吸引 器	ネブライザー(吸入器)の項に定める対象者と同じ。
	酸素吸入装置 (酸素ボンベ、 スタンド及び吸 入マスクを一体 とするものに限 る。)	18歳以上の身体障害者で、呼吸器機能障害の障害の程度が原 則として1級から3級までであるもの(医療保険その他の制度 により在宅酸素療法を受けることができない者で、医師により 酸素吸入装置の使用を認められたものに限る。)
	酸素ボンベ 運搬車	18歳以上の身体障害者で、呼吸器機能障害の障害の程度が原 則として1級から3級までであるもの(医療保険その他の制度 により在宅酸素療法を受けることができない者に限る。)

	種 目	対 象 者
在宅療養等支援用具	空気清浄器	18歳以上の身体障害者で、呼吸器機能障害の障害の程度が1級から3級までであるもの
	ルームクーラー	18歳以上の身体障害者で、けい髄損傷等により体温調節機能を喪失したもの（医師により体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。）
	音声式体温計	学齢以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）
	音声式体重計 （1世帯につき1台に限る。）	18歳以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）
	音声式血圧計 （1世帯につき1台に限る。）	18歳以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（視覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）
	パルスオキシメーター	難病患者のうち人工呼吸器の装着が必要な者であって、医師により当該用具を使用する必要があると認められたもの
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	学齢以上の身体障害者のうち、音声機能障害若しくは言語機能障害を有する者又は肢体不自由者であって音声言語に関する著しい障害を有する者で、筆談をすることが困難なもの
	情報通信支援用具（障害者用パーソナルコンピュータの周辺機器及び特別なマウス、キーガード等。）	学齢以上の身体障害者のうち、脳性まひ等による特別な装置が必要な上肢の機能の障害の程度が1級であるもので、当該情報通信支援用具が必要であると市長が認めるもの
	情報通信支援用具（アプリケーションソフト並びに読取機、音声ソフト）	学齢以上の身体障害者のうち、パーソナルコンピュータを使用しなければ文字を読むことができない視覚障害者で、当該情報通信支援用具を使用することができるもの
	点字ディスプレイ	学齢以上の身体障害者のうち、視覚障害の障害の程度が1級又は2級である者であって、市長が必要と認めるもの

	種 目	対 象 者
情 報 ・ 意 志 疎 通 支 援 用 具	点字器	学齢以上の身体障害者のうち、視覚障害者で、点字を習得しようとするもの又は点字を利用することができるもの
	点字 タイプライター	学齢以上の身体障害者で、視覚障害の障害の程度が1級又は2級であるもの（就労若しくは就学をしている者又は就労が見込まれる者に限る。）
	視覚障害者用情報機器 （ポータブルレコーダー、拡大読書器、活字読上げ装置等をいい、1人につき2台に限る。）	学齢以上の身体障害者のうち、視覚障害者であって、当該機器により視覚、音声その他の情報の取得等が容易になると認められるもの
	視覚障害者用時計（腕時計は、1人につき1個に限る。）	18歳以上の身体障害者で、視覚障害の程度が1級又は2級であるもの
	聴覚障害者用通信装置（1世帯につき1台に限る。）	学齢以上の身体障害者のうち、聴覚、音声機能又は言語機能に著しい障害を有する者で、意思疎通の手段として当該通信装置が必要であると市長が認めるもの
	聴覚障害者用情報受信装置（文字放送、CS放送等の受信機に限り、1世帯につき1台に限る。）	学齢以上の身体障害者のうち、聴覚障害の障害の程度が2級又は3級である者で、テレビジョンの視聴のために当該受信装置が必要であると市長が認めるもの
	福祉電話	18歳以上の身体障害者のうち、聴覚障害者又は外出することが困難な者であって、意思疎通の手段として当該電話が必要であると市長が認めるもの（障害者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯（市民税所得割課税世帯及び市民税均等割課税世帯を除く。）に属する者に限る。）
	人工こう頭	身体障害者のうち、音声機能又は言語機能に障害を有する者で、市長が必要と認めるもの
	埋込型用人工鼻	身体障害者のうち、音声機能又は言語機能に障害を有する者で、喉頭摘出により常時埋込型の人工こう頭を使用する者であって、市長が必要と認めるもの（医療保険その他の制度が適用されない者に限る）
	点字図書	学齢以上の視覚障害者

	種 目	対 象 者
排 泄 管 理 支 援 用 具	ストマ用装具	身体障害者であって、直腸又はぼうこうの機能に障害を有するもの
	紙おむつ等	<p>3歳以上の身体障害者のうち、次のいずれかに該当するもの(65歳に達する日の前日までに一度も給付の申請を行わなかったものを除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 直腸又はぼうこうの機能に障害を有する者であって、ストマ用装具を使用することができないもの 2. 下肢機能障害、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の程度が1級又は2級であるものであって、現に紙おむつ等を全日使用しており、かつ排泄の意思表示が困難なもの
	収尿器	身体障害者で、脊髄損傷、二分脊椎等により収尿器の使用が必要であると市長が認めるもの